

## 令和3年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

令和3年3月24日瑞穂町教育委員会第3回定例会が瑞穂町役場に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 友野 裕之 君・教育指導課長 小熊 克也 君  
教育指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君  
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第9号 令和3年度瑞穂町立学校教育課程編成について

日程第4 議案第10号 瑞穂町教育相談室設置規則の一部を改正する規則

日程第5	議案第11号	瑞穂町適応指導教室要綱の一部を改正する告示
日程第6	議案第12号	瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
日程第7	議案第13号	瑞穂町社会教育委員の委嘱について
日程第8	報告事項1	瑞穂町学校施設長寿命化計画（案）について
日程第9	報告事項2	瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年瑞穂町教育委員会第3回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、1番、滝澤委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。  
お手元に配付してあります資料のとおりでございます。  
今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第9号、令和3年度瑞穂町立学校教育課程編成について、教育部長より提案理由の説明を求め

ます。

教育部長 議案第9号については、学校教育法施行規則第50条及び同規則第72条並びに学習指導要領の規定により、瑞穂町立学校の教育課程を管理する必要があるので、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 「令和3年度 瑞穂町立学校教育課程編成について」は、11月定例会でお示した「令和3年度 教育課程編成に向けての基本的な考え方」に基づき、各学校の実態に応じて編成されています。

今回の教育課程編成では、特に「コロナ禍を見据えた感染の防止と教育の両立」を目指し、放課後学習「学びのテーマパーク」、ふるさと学習「みずほ学」をより一層充実させるとともに、GIGAスクール構想による教育活動でのICT活用の日常化を図ることで、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、児童・生徒の学習指導要領が求める3つの資質・能力を高めようとしていることが、どの学校からも読み取れます。これは、瑞穂町教育委員会の重点施策とも合致させているところです。なお、事前に統括指導主事と指導主事が学校ごとに確認並びに指導・助言を十分にした結果でもあります。

また、「みずほっ子東京2020観戦」を特別な教育課程として編成しました。各校の特色を見ていきますと瑞穂第一小学校では、言語活動を重視し、あらゆる学習・思考・コミュニケーションの基礎である読解・表現する力を育成するとしています。その方法として多角的・多面的な思考活動を取り入れたり、ハイブリッド授業で臨みます。みずほ学ではみずほカルタ大会、だるまづくり、狭山茶づくりを取り入れています。

瑞穂第二小学校では、二小授業スタイルの授業展開やプログラミング教育およびハイブリッド授業を取り入れています。児童が考え、自分の言葉でまとめ、振り返ることをベースに主体的・対話的で深い学びの実現を通して、論理的思考力を養います。みずほ学では地域との協働連携を重視して、地域愛を育てていきます。

瑞穂第三小学校では、算数科の研究を通じて主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、ICT機器を活用し

てハイブリッド授業を基軸として、その実現を図るとしています。みずほ学では東京狭山茶、シクラメン、瑞穂音頭などの体験を重視し郷土愛を育てていきます。

瑞穂第四小学校は、新型コロナウイルス感染症防止策を明確に位置付けウイズコロナを前提とした学習スタイルの変更を強力に進めています。具体的には、ハイブリッド授業を全教員で取り組みます。みずほ学では、地域の特色を生かし、リサイクルプラザやエコパーク、きらめき回廊等へ出かける学習を重視しています。

瑞穂第五小学校は、自ら学ぶ子を標榜し、その実現のために、ICT機器と地域学校協働本部・学びのテーマパークの活用を効果的に図るとしています。みずほ学ではSDGsとの関連も図り、異なる文化や価値を受容できる素地を育てようとしています。そのために地域の自然環境を生かした学習を進めたり、近隣の障害者施設や高齢者福祉施設での体験活動が図られたりしています。

瑞穂中学校では、官民連携授業改善事業を軸にICT教育を推進していきます。具体的にはICT活用の日常化を図る中で個別最適な学びと協働的な学びの両立を図っていきます。また、不登校生徒数削減を掲げ全校体制で取り組むとしています。みずほ学では5日間の職場体験や地域防災教育を位置付けています。

瑞穂第二中学校では、キャリア教育を中核に据えたカリキュラム・マネジメントを図り、言語活動を充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現しようとしています。不登校生徒に対して家庭訪問や面談を行うとしています。みずほ学では茶道教室や職場体験との関連を図っています。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

関谷委員 GIGAスクール構想についてですが、タブレット型パソコンが児童・生徒に1台ずつ行き渡るのはいつぐらいになるのでしょうか。また、各家庭によってパソコン保有の有無に伴う教育格差が生じてしまうのではと、心配になります。そのあたりのお考えをお聞かせ頂ければ。

教育指導課長 1点目については、現在配備しているところです。年度初めには使用できる状況になります。2点目について

は、学校教育課でアンケートを取りました。ワイファイ環境が整っていないご家庭にはルーターを貸し出します。万が一、休業状況になった場合には、オンライン授業が出来る環境づくりを進めています。ですので、教育環境の格差は無いものと考えています。

滝澤委員 コロナ禍のために今年度は、研修関係や授業改善などが少し手薄になったところがあるように思えます。そうは言っても令和3年度も終息するかどうか分からない状況下で、研修関係や授業改善などに対する意識が薄くなってしまふ恐れがあります。町の永遠のテーマであります学力向上のためにも、復活してもらいたい思いがあります。

教育指導課長 私たちも、授業改善や校内研究の重要性は承知しているところで、意識の低下が起こることは危惧している状況です。来年度は、GIGAスクール構想に則りながら、授業改善や校内研究を行なっていくことを指示していきます。

鳥海教育長 現段階ではコロナ禍の状況は収まったとはいえませんが、各学校の教育課程については、行事等を含めて以前のように実施することを前提として作成されています。その時々状況によって、規模縮小であったり中止をしなければならないこともあるかもしれません。教育委員会としても実施できるように強力に支援していきます。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第10号、瑞穂町教育相談室設置規則の一部を改正する規則について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第10号については、瑞穂町教育相談室の事業の一部を見直すため、規則の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 議案第10号については、瑞穂町教育相談室の専任相談員が学校不適應や不登校となっている児童及び生徒に対し、相談業務が行うことができるようにするため、改正するものです。

1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

第1条では、教育相談室の設置目的に「、学校不適應等」を加え、学校不適應や不登校となっている児童及び生徒に対し、相談業務を行うこととします。附則として、この規則は公布の日から施行するものです。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第11号、瑞穂町適應指導教室要綱の一部を改正する告示について、教育部長より提案理由

の説明を求めます。

教育部長 議案第11号については、瑞穂町適応指導教室の事業の一部を見直すため、要綱の一部を改正する必要がある  
るので、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 議案第11号については、適応指導教室に通うことが難しい児童及び生徒に対し、ICTを活用したオンラ  
インによる個別指導を行うことができるようにし、また、町立学校に通う日本語以外を母語とする児童及び生  
徒に対し、日本語を習得するための指導ができるようにするため、改正するものです。

4枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

大変恐縮ですが、文言の整理は省略し、主な改正箇所を説明いたします。

第1条では、適応指導教室の設置目的に「又は日本語指導を必要とする日本語を母語としない児童及び生徒」  
を加え、日本語指導を行うこととします。

第4条では、適応指導教室の行う事業について、第6号、第7号を追加し、距離等の理由により教室への通  
室が困難な児童・生徒に対して、ICTを活用したオンラインによる個別指導を行うこと。また、日本語指導  
を必要とする日本語を母語としない児童・生徒に対する日本語指導を行うこととします。

1ページおめくりください。

第7条では、日本語指導等に係る適応指導教室指導員の学校への派遣指導及びICTを活用したオンライン  
による個別指導に関し、第1項第3号及び第4号、第2項第2号を追加し、第1項第3号及び第4号では教育  
委員会に対して行う手続きについて、第2項第2号では教育委員会が行う手続きについて定めます。

1ページおめくりください。

附則として、この告示は告示の日から施行するものです。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第11号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第6、議案第12号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第12号については、瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本案を提出するものです。一枚おめくりください。氏名 小町留衣。裏面をご覧ください。田中猷一。右側をご覧ください。小池直。裏面をご覧ください。横江和賀子。右側をご覧ください。田村裕。裏面をご覧ください。佐藤智美。右側をご覧ください。高橋阿由美。

生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。なお、任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。

4名は、令和2年度に引き続き専任、3名は令和3年度に新たに専任するものです。

慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

村上委員

教育相談室の設置規則の中に、専任相談員は8人以内という表記があります。今回7人の任命ですが、十分



なフォローが出来る体制なのでしょうか。現在一人当たり何件くらいの案件を抱えているのでしょうか。

教育指導課長 現在この専任相談員については、学校派遣を週2日行っています。その内0.5日分を中学校の長期欠席になっている生徒にあてがうものになっていますので、基本的にやりくりの中で対応できるものと考えています。具体的には7人で当該生徒たちに対する時間を分担して、1月に1回程度巡回する予定であります。

村上委員 こういったことは変化があることですので、連絡は大事になります。引き続きお願いいたします。

統括指導主事 月に1回、統括指導主事、指導主事、指導係長、専任相談員、教育相談室長で連絡会を実施しています。その際に、一人当たり5件の報告をいただいていますので、月当たり35件の報告を受けています。継続案件であったり新規の案件を考えていきますと、専任相談員が抱える案件は200件くらいかなと思います。

町の専任相談員はそれ以外に就学支援についても行っておりました、こちらについては年間60件ほどになります。この中で難しい案件は、指導主事や統括指導主事に相談するようにと伝えてありますので、量的なものではなくて質的なものを進行管理して、負担のかからないようにして行っています。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第12号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第7、議案第13号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 瑞穂町社会教育委員が令和3年3月31日任期満了となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。1枚お

めぐりください。氏名、石井正次、吉良明美、志村武保、谷和彦、中沢清、牧野壽義、町田恵子。住所及び生年月日は、記載のとおりです。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年（2023年）3月31日までです。

社会教育委員の定数は10人以内ですが、青少年委員会及びスポーツ推進委員協議会からの選出については、緊急事態宣言の延長により会議が開催できなかったため、延期されたそれぞれの定例会で選出される予定です。また校長会からも新たに選出される予定となっています。その際には、また、ご提案をさせていただきます。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第8、報告事項1、瑞穂町学校施設長寿命化計画（案）について、教育部長より説明を求めます。

報告事項1については、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、瑞穂町学校施設長寿命化計画を策定する必要があるため、当該計画書を策定し報告するものです。

詳細については、学校教育課長が説明します。

表紙をおめくりいただき、目次をご覧ください。

記載のとおり、計画書の構成は目次に示すとおり、第1章から第7章で構成されています。

1 ページをご覧ください。1 背景です。瑞穂町の学校施設は、古いものでは昭和30年代後半から40年代前半に整備され、定期的な改修等は適切に実施していますが、築50年以上経過していることから、大規模改修や建替えなどの更新を検討する段階となっています。

国は、公共施設の中長期的な維持管理に関する問題や課題を受け、平成25年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、各地方公共団体に「公共施設総合管理計画」の策定を要請しました。瑞穂町でも平成29年3月に町全体の計画である「瑞穂町公共施設等総合管理計画」を策定し、町内公共施設の長寿命化などの維持管理やその手法など総合的かつ計画的な管理の方向性を決めました。

また、瑞穂町公共施設等総合管理計画を上位計画として、公共施設ごとに個別施設長寿命化計画を策定することが求められ、学校施設は令和2年度中の策定が文部科学省より求められています。

なお、今後、文部科学省への改修工事補助金申請にあたり、当該計画の策定が採択基準の一つとなります。

2 ページをご覧ください。2 目的です。本計画では、学校施設の建替え検討の時期を迎えるにあたり、現状及び将来必要となる学校施設の姿を整理し、限られた財源において、今後数十年にわたり、安全かつ快適に維持・利用できる学校施設のあり方とメンテナンスの行動計画を示すものです。

3 計画期間です。令和3年度から令和42年度までの40年間とします。ただし、5年ごとに計画の見直しを行うことを基本とし、計画を継続するのか、建替えや学校統合等の必要性を総合的に精査し、適時計画の見直しを進めていくこととします。

4 対象施設です。町内小学校5校、中学校2校の校舎、講堂（体育館）、武道場、プール等、36棟を対象とします。3、4ページは、第2章、学校施設の目指すべき姿として、第2次教育基本計画の内容を掲載しています。

5 ページから21 ページは、第3章、学校施設の実態の状況などになります。5 ページでは、児童生徒数

の推移を昭和56年(1981年)から将来推計として30年後の令和32年(2050年)までをまとめています。減少傾向であることが伺えます。6ページから9ページにかけては、学校ごとの推計です。

12ページでは、各学校の校舎等の建築年を示しています。下段の表のとおり、町内学校施設は、主に昭和37年(1962年)から昭和53年(1978年)にかけ、建設されていることがわかります。13ページは、過去20年間の施設維持に伴う主な大・中規模改修等の経緯です。特に20年前の2000年前後に行った改修が、そろそろ耐用年数を経過しようとしています。

18、19ページをご覧ください。過去の各学校の大・中規模改修や耐震改修の履歴や今回、建築士による現地調査を踏まえ、その判定結果を各学校の施設ごとの躯体の健全性(表中表題青色の部分)と躯体以外の劣化状況(表中表題オレンジ色の部分)をA(概ね良好)からD(早急に対応する必要あり)の4段階で評価しまとめた表となります。

結果として、躯体の健全性は、圧縮強度の数値が判断基準値となる $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ を上回るか下回るかとしてあげられますが、対象施設はその数値を上回っており、さらに使用が可能である(長寿命化)との判断にいたりました。躯体以外の部分はAからDの評価でまとめ、特に20年ほど前に実施した改修箇所である屋根や外壁などがC評価となり、そろそろ改修時期が近いことを表しています。

20、21ページは、今後必要となる主な対策内容を記載のとおり①から④としてまとめたものとなります。22ページの第4章、整備の基本的な方針、25ページの第5章、施設整備の考え方を踏まえ、27ページ、長寿命化の実施計画として計画案をまとめています。30ページをご覧ください。この図は、今後40年後までの長寿命化を前提としたコストの見通しを表しているものです。工種の種類を色分けし、棒グラフ内の数値は目安の費用を億円単位で示しています。良好な学校施設を維持していくためには、今後も高額な費用が必要になってくることが伺えます。

32、33ページをご覧ください。第7章として、計画を適切に行うための運用方針をまとめています。学校施設の安全・安心で良好な学習・生活環境を維持していくためには、法に基づく点検等メンテナンスを行いながら、本計画に基づく整備を行っていくにあたり、施設の老朽化状況や児童・生徒数の変化等を把握し、状況の変化に対応していく必要があります。また、今後計画を進めていくうえで、新型コロナウイルス感染症の影響による将来財政計画との連動、多摩モノレールの延伸等、人口・地域変化の柔軟な対応、段階的35人学級への転換など新たな学習環境への対応などの課題を整理しながら計画的に進めていく必要があることをまとめています。

鳥海教育長  
村上委員

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

今後、児童生徒数が減少してくることを踏まえると、学校統合などの考えも出ようかと思えます。もしそうなった時に、学校を一つ無くすことによって他の用途で使用できることや予算的にも絞ることができる等の利点がある一方、そこで生活している皆さんにとっては、その学校は大変大切な場所であるため、簡単には統廃合とはならないと思えます。双方の考え方の突き合わせが必要になってくるのだと考えます。

学校教育課長

委員ご指摘のとおりで、本計画内33ページに、子どもの数や地域の状況などを掲載しています。そのあたりを勘案するとともに、学校統廃合や小中一貫校等の手法もありますので、柔軟性を持たせるためにも、5年毎の見直し時に検討していくことにしています。

鳥海教育長

現時点の児童生徒数の推移からしますと、統廃合等にはならないのかなと思っています。今後、制度的に見直していくといった流れがありましたら、校舎の再編等もありえるかも知れません。また、国のほうで9年かけて行おうとしている35人学級への移行があります。町にあてはめますと普通教室が不足する学校がいくつか発生します。長期的な課題ですので、研究を進めていきます。

鳥海教育長

ほかにご質問もないようですので、委員にはさようご承願います。

鳥海教育長  
教育部長

日程第9、報告事項2、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、教育部長より説明を求めます。  
令和3年3月19日に異動の内示がありましたので報告いたします。

1枚おめくりください。令和3年4月1日付異動内示のあった職員の一覧です。表は左から新たな所属先、職名、氏名、旧所属先となっています。管理職のみの報告とさせていただきます。

最上段、新しい学校教育課長、大澤達哉氏は、福生病院からの復帰となります。2段目、友野裕之氏は、羽村・瑞穂地区学校給食組合への派遣となります。下から5段目、住民部地域課長、峯岸清氏は、羽村・瑞穂地区学校給食組合からの復帰となります。なお、この表には記載されていませんが、教育指導課統括指導主事の稲富泰輝氏は、契約延長により令和3年度も引き続き、教育指導課に配属となります。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて令和3年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時49分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員